

令和8年度ボランティア保険のご案内

～ボランティア活動や地域福祉活動中の万が一の事故に備えましょう～

☆詳しい補償内容はパンフレットでご確認ください



ボランティア活動保険

対象	自発的に無償の活動を行っている方
補償期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 (4月1日以降加入の場合はその翌日から適用)

★加入プラン ※前年度から変更はありません。

保険料は社協窓口で支払い



	基本プラン	天災・地震補償プラン
年間保険料	350円	500円
地震噴火津波によるケガ	×	○

※前年度からの継続で4月1日付加入の場合は初日から補償

ボランティア行事用保険

対象	ボランティアが主体となって行う様々な行事に参加する方全員
加入手続き	行事实施の前日まで 保険料は郵便局で支払い（振込手数料無料）



★加入プラン ※参加者名簿の取り扱いについて変更があります。

	Aプラン	Bプラン	Cプラン
対象行事	日帰り行事 (区分あり)	宿泊を伴う行事 (行事種類不問)	日帰り行事 (開催場所制限あり)
保険料(1名あたり)	A1: 28円 A2: 126円 A3: 248円	宿泊数により 異なる	28円
最低保険料	20名分の金額 加入人数の制限なし	なし	560円
参加者名簿の提出	要備付※	要提出	不要
往復途上の補償	あり		なし

※加入申込時は提出の義務はありません。
行事開催時まで①参加者氏名②住所③電話番号を記載した名簿の準備をお願いします。

～受付窓口～

島田市社会福祉協議会本所（島田市大津通2番の1） 問合せ
島田市社会福祉協議会川根支所（島田市川根町身成3100） 0547-35-6244

※ボランティア活動をする方は、原則、ボランティア活動保険への加入をお願いします。
※ボランティア行事が中止になり、保険料の返戻請求をする場合は、行事前日までに窓口にて手続きをお願いします。

